

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の13第3項に基づく年少射撃資格認定証の書換え  
又は再交付に係る審査基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

旧	新
審査基準 令和2年1月10日作成	審査基準 令和●年●月●日作成
法令名：銃砲刀剣類所持等取締法	法令名：銃砲刀剣類所持等取締法
根拠条項：第9条の13第3項	根拠条項：第9条の13第3項
処分の概要：年少射撃資格認定証の書換え 又は再交付	処分の概要：年少射撃資格認定証の書換え 又は再交付
原権者（委任先）：福岡県公安委員会	原権者（委任先）：福岡県公安委員会
法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項（許可証） ）、 <u>同第9条の13第3項</u> 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出 及び申請の手続）、 <u>同第32条</u> （許可証の書換え の申請）、 <u>同第78条</u> （年少射撃資格認定証の書 換えの申請）、 <u>同第79条</u> （年少射撃資格認定証 の再交付の申請）	法令の定め： 銃砲刀剣類所持等取締法第7条第2項（許可証 ）、第9条の13第3項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第1条（届出 及び申請の手続）、第32条（許可証の書換えの 申請）、第78条（年少射撃資格認定証の書換え の申請）、第79条（年少射撃資格認定証の再交 付の申請）
審査基準：	審査基準：
標準処理期間：5日（書換えにあつては3日）	標準処理期間：5日（書換えにあつては3日）
申請先：住所地又は法人の事業場の所 在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事） 課	申請先：住所地又は法人の事業場の所 在地を管轄する警察署生活安全（生活安全刑事） 課
問合せ先：住所地若しくは法人の事業 場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全 刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、 内 3177	問合せ先：住所地若しくは法人の事業 場の所在地を管轄する警察署生活安全（生活安全 刑事）課又は警察本部生活保安課 092-641-4141、 内 3177
備考：	備考：